

# 令和8年度児童虐待等防止・ヤングケアラーに関する広報啓発業務委託事業仕様書

## 1 委託業務名

令和8年度児童虐待等防止・ヤングケアラーに関する広報啓発業務委託

## 2 目的

- (1) 増加・深刻化する児童虐待を未然に防止していくため、県民が広く児童虐待の基本的知識を身に着け、児童虐待にいたる前に相談できるよう相談窓口を子育て世代に対して周知・啓発する。またこどもに対しても児童虐待についての啓発、及び相談窓口の周知を行う。
- (2) 児童虐待とDVは密接に関係しているため、DVに関する基本的な知識と相談窓口について県民等に周知・啓発する。
- (3) ヤングケアラーの認知度向上を目指すとともに、こども・若者に対して相談窓口等を周知・啓発する。
- (4) 通年の広報啓発を実施し、全県民に対して、周知・啓発する。

## 3 委託期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

## 4 スケジュール（予定）

契約	4月初旬
通年事業の実施	4月から順次
啓発物品作成・納品	～9月
月間広報啓発	10月、11月

## 5 業務内容

### (1) スマートフォンユーザーに向けた広報啓発

児童虐待等の防止、ヤングケアラーについて、幅広く認知を広げ、県民に知識をつけてもらうため、インターネットの端末別利用率が一番高いスマートフォンからのアクセスを容易とした広報啓発を行う。方法については自由提案とする。

内容の詳細は以下のとおり。

#### ① 児童虐待等

- ・ 子育て世代等をターゲットとして、体罰等によらない子育て、児童虐待とDVの関連、性的虐待、その他児童虐待の未然防止・早期発見に資する内容を入れること。
- ・ 小学生以上のこどもをターゲットとして、こどもの権利を念頭においた児童虐待についての啓発、相談窓口の周知を行うこと。
- ・ 児童相談所虐待対応ダイヤル「189」の他気軽に相談できる窓口（「親子のためのSNS相談@ちば」等）を周知すること。
- ・ ひとつの広告に上記すべての要素を含まなくてもよいが、スマートフォンユーザーに向けた広告全体としては上記の要素がすべて含まれるようにすること。

#### ② ヤングケアラー

- ・ ヤングケアラーは主にこども・若者をターゲットとするため、こども・若者の興味を引きやすい広報を実施すること。
- ・ 「ヤングケアラーの認知度向上・気づき」を促し、相談につなげることを目的として、こども・若者や関係者に広く県の相談窓口を周知すること。

#### ○ 留意事項

- ・ 使用するツール等（Youtube等のSNS、TVer等の動画配信サービス、その他スマートフォンから県民が頻繁にアクセスしうる媒体）は自由提案とするが、千葉県と協議のうえ決定すること。なお、SNSアカウントを作成する場合は、

本事業の広告等を流すことを目的としたもののみに限られ、受託者の事業についての情報発信を当該アカウントで行ってはならない。

- ・ また、動画・画像等の配信による広告を実施する場合は、ホームページへの遷移を促すことを目的とする。なお、遷移先のホームページについては、千葉県と協議のうえ決定するものとする。令和5～7年度に当該事業において作成した動画データ等を使用しても構わない。

#### (2) 子どもの車内放置防止に関する広報啓発

- ・ 5月～9月頃にかけての期間に、子どもの車内放置防止の周知・啓発を図る。
- ・ 手段については、自由提案とするが、令和6年度に作成した音声データを使用すること。その他は千葉県と協議の上決定すること。

#### (3) 秋の子どもまんなか月間における重点的な広報啓発

- ・ 秋の子どもまんなか月間を中心とした事業を行うこと。
- ・ 児童虐待等の広報啓発として、駅等人が多く集まる施設を活用した広報啓発を行うこと。
- ・ 対象の施設や手段、内容については、自由提案とするが、千葉県と協議のうえ決定すること。

#### (4) 広報啓発物品の作成・発送

児童虐待等の防止を県民に広く周知するため、①～③の啓発物品を作成し、関係先に発送する。

##### ① 児童虐待等防止パンフレット作成

- (1) 1歳半健診・就学時健診、(2) 保護者会等で小学4年生・中学1年生・高校1年生の保護者へ配布するため、パンフレットを作成するものとする。  
仕様等の詳細は以下の通り。

項目	内 容
用途	保護者を対象に、乳幼児健診や学校を通じて児童虐待等の情報を掲載したパンフレットを配布し、児童虐待等への理解を深めてもらうとともに、相談先の周知を図る。
部数	(1) 120,000部、(2) 180,000部
サイズ・用紙等	A列5版12P・コート紙・連量換算で菊版62.5kg
印刷色等	フルカラー・平版・両面刷・中綴じ製本
デザイン・文言	<ul style="list-style-type: none"><li>・デザインや文言は児童虐待、及び児童虐待とDVの関連への理解を深め、早期の通告や相談を呼び掛けるものとする。</li><li>・また、子育て支援に関する情報や子育てで困った時の対処法等も記載すること。</li><li>・令和7年度以前に千葉県が作成したパンフレットのデータ使用してもよいが、必要に応じて読者に伝わりやすいようデザイン・文言の修正を行うこと。</li><li>・児童相談所虐待対応ダイヤル189や児童相談所相談専用ダイヤル0120-783-189、親子のためのSNS相談@ちば、むすびめ@千葉女性相談、千葉県女性サポートセンター相談電話043-206-8002等、通告・相談を行う連絡先を記載すること。なお、電話番号等に誤りがないかを必ず確認すること。</li></ul>
校正	文字校正1回、色校正1回
納品場所	<p>(1)・千葉県庁児童家庭課 ・千葉県内各市町村教育委員会学校保健主管課 ・千葉県内各市町村母子保健担当課</p> <p>(2)・千葉県庁児童家庭課 ・千葉県内小・中学校、高等学校、特別支援学校</p>

	義務教育学校（国立、公立、私立）約1400校
納品期限	（1）令和8年9月18日 （2）令和9年3月12日
納品時注意	<ul style="list-style-type: none"> <li>・文言・デザイン修正、配布先選定は、千葉県との協議を経て行うこと。</li> <li>・梱包は箱詰めとし、50部単位で互い違いで収納すること。なお、千葉市の配送分については、区単位で箱詰めすること。</li> <li>・納入場所以外で事前に納入品の確認作業は行わない。</li> <li>・納品の際は、千葉県が提供する依頼文のデータ（両面刷り、白黒印刷、左上1か所ホチキス止め）を印刷の上、併せて納品すること。（提供データ形式：PDF形式）</li> <li>・発送伝票の写しを千葉県に提出し発送報告を行うこと。</li> <li>・電子データとしてホームページ掲載用PDFデータ及び編集可能なイラストデータを納入すること。</li> </ul>

## ② 児童虐待防止に関する物品の作成・発送

一般県民に広く周知するため、物品を作成・発送するものとする。仕様等の詳細は以下の通り。

項目	内 容
部数	80,000個
デザイン・文言	<ul style="list-style-type: none"> <li>・作成する物品の種類は提案内容によるが、児童虐待防止（体罰禁止）の内容を記載すること。</li> <li>・児童相談所虐待対応ダイヤル189や児童相談所相談専用ダイヤル0120-783-189、親子のためのSNS相談@ちば等、通告・相談を行う連絡先を記載すること。なお、電話番号等に誤りがないかを必ず確認すること。</li> <li>・デザイン案の作成にあたっては、チーバくんを使用することを想定とした配色設定とすること。</li> </ul>
校正	文字校正2回、色校正1回
納品場所	千葉市を除く千葉県内53市町村の児童福祉主管課及び千葉県内児童福祉関係機関
納品期限	令和8年9月30日予定
納品時注意	<ul style="list-style-type: none"> <li>・文言、デザイン設定、配布先選定は、千葉県との協議を経て行うこと。</li> <li>・納品場所の詳細は契約後千葉県より納付先リストを提供する。</li> <li>・受取人の受領を証明できるものを千葉県に提出すること。</li> </ul>

## ③ こどもの車内放置防止に関する物品の作成・発送

一般県民に広く周知するため、物品を作成・発送するものとする。仕様等の詳細は以下の通り。

項目	内 容
部数	80,000部
デザイン・文言	<ul style="list-style-type: none"> <li>・作成する物品の種類は提案内容によるが、こどもの車内放置防止の内容を記載すること。</li> <li>・デザイン案の作成にあたっては、チーバくんを使用することを想定とした配色設定とすること。</li> </ul>
校正	文字校正2回、色校正1回
納品場所	千葉市を除く千葉県内53市町村の児童福祉主管課及び千葉県内児童福祉関係機関
納品期限	令和8年6月16日予定
納品時注意	<ul style="list-style-type: none"> <li>・文言、デザイン設定、配布先選定は、千葉県との協議を経て行うこと。</li> <li>・納品場所の詳細は契約後千葉県より納付先リストを提供する。</li> <li>・受取人の受領を証明するものを千葉県に提出すること。</li> </ul>

#### (5) 児童虐待防止における全県民に向けた通年の広報啓発

- ・ 全県民が目にすることができる広報を実施すること。
- ・ こどもを対象とした広報を実施すること。
- ・ その他自由提案とするが、千葉県と協議の上決定すること。
- ・ 自由提案において啓発物品等の作成を行う場合は、納品期限は原則令和8年10月9日（金）とすること。

#### (6) 広報啓発効果の測定・分析

##### ①効果測定の実施

- ・ 本事業において実施する広報啓発の効果を測定し隨時報告すること。効果測定の実施時期や方法、報告書の作成等にあたっては、千葉県と協議のうえ決定すること。
- ・ 効果測定の方法については自由提案とするが、定量的な方法を用いること。

##### ②効果測定実施後の報告書の作成

- ・ 事業全体の効果測定の終了後、効果測定の概要、集計結果の分析、集計結果のグラフ化、今後の課題の検討等を行い、報告書を作成すること。
- ・ 納品の時期、形式については千葉県と協議のうえ決定すること。

※報告書のデータについては、ワード又はエクセルにより作成し、Windows PCで扱いやすい形式をすること。

- ・ 効果測定等にあたっては、個人情報保護について関係法令等を遵守すること。

### 6 実績報告等

委託期間の終了後、速やかに本事業に係る実績を報告すること。

なお、報告書には、次年度の事業実施に係る課題・改善点等の提言を記載すること。

### 7 事業の再委託

委託業務の全部を一括して第三者に再委託してはならない。また、委託業務の一部について再委託を行う場合は、次の各号について、あらかじめ県の承認を得なければならない。

- (1) 再委託の相手方の名称及び住所
- (2) 再委託を行う業務の範囲
- (3) 再委託を行う必要性
- (4) 契約金額

### 8 著作権の取扱い

千葉県及びその他の第三者は、事業期間中及び事業期間終了後において、児童虐待等防止・ヤングケアラーの広報啓発のため、本事業の実施過程において得られる全ての成果物を、実施団体の許可を得ることなく使用できるものとする。

著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む）を県に譲渡するとともに、県に対して著作権や著作者人格権を行使しないこと。

### 9 個人情報の保護

受託者は別記1「個人情報取扱特記事項」を遵守すること。

### 10 その他

- ・ 本事業の実施に当たっては、契約書及び仕様書に基づき、千葉県と緊密に連絡をとり、履行すること。
- ・ この仕様書に定めのない事項又は内容等に疑義が生じたときは、千葉県と協議し、決定、解決すること。

## 別記1

### 個人情報取扱特記事項

#### 第1 基本的事項

乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行う。

#### 第2 事務従事者への周知及び監督

##### (事務従事者への監督)

1 乙は、この契約による事務を行うために取り扱う個人情報の適切な管理が図られるよう、事務従事者に対して必要かつ適切な監督を行う。

##### (事務従事者への周知)

2 乙は、事務従事者に対して、次の事項等の個人情報の保護に必要な事項を周知させるものとする。

(1) 事務従事者又は事務従事者であった者は、その事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせてはならないこと

(2) 事務従事者又は事務従事者であった者は、その事務に関して知り得た個人情報を不当な目的に使用してはならないこと

#### 第3 個人情報の取扱い

##### (収集の制限)

1 乙は、この契約による事務を行うために個人情報を収集するときは、当該事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段によりこれを行う。

##### (秘密の保持)

2 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

##### (漏えい、滅失及び損の防止等)

3 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報について、個人情報の漏えい、滅失及び損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じる。

##### (持ち出しの制限)

4 乙は、甲が承諾した場合を除き、この契約による事務を甲が指定した場所で行い、個人情報が記録された機器、記録媒体、書類等（以下「機器等」という。）を当該場所以外に持ち出してはならない。

##### (目的外利用及び提供の制限)

5 乙は、甲の指示がある場合を除き、個人情報をこの契約の目的以外の目的のために利用し、又は甲の承諾なしに第三者に対して提供してはならない。

##### (複写又は複製の制限)

6 乙は、この契約による事務を処理するために甲から引き渡された個人情報が記録された機器等を甲の承諾なしに複写又は複製してはならない。

#### 第4 再委託の制限

乙は、甲が承諾した場合を除き、この契約による事務については自ら行い、第三者にその取扱いを委託してはならない。

#### 第5 事故発生時における報告

乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

#### 第6 情報システムを使用した処理

乙は、情報システムを使用してこの契約による事務を行う場合には、この特記事項のほか、

最高情報セキュリティ責任者（総務部デジタル改革推進局デジタル推進課が所管する千葉県情報セキュリティ対策基準（平成14年3月15日制定）5（1）アに規定する職にある者をいう。）の定める「データ保護及び管理に関する特記仕様書」等を遵守する。

## 第7 機器等の返還等

乙は、この契約による事務を処理するために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された機器等は、この契約完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に作業の方法を指示したときは、当該方法によるものとする。

## 第8 甲の調査、指示等

### （調査、指示等）

1 甲は、乙がこの契約により行う個人情報の取扱状況を随時調査し、又は監査することができる。この場合において、甲は、乙に対して、必要な指示を行い、又は必要な事項の報告若しくは資料の提出等を求めることができる。

### （公表）

2 甲は、乙がこの契約により行う事務について、情報漏えい等の個人情報を保護する上で問題となる事案が発生した場合には、個人情報の取扱いの態様、損害の発生状況等を勘案し、乙の名称等の必要な事項を公表することができる。

## 第9 契約の解除及び損害の賠償

甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除し、及び乙に対して損害の賠償を請求することができる。

- (1) 乙又は乙の委託先（順次委託が行われた場合におけるそれぞれの受託者を含む。）の責めに帰すべき事由による情報漏えい等があったとき
- (2) 乙がこの特記事項に違反し、この契約による事務の目的を達成することができないと認められるとき